

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B会社C支社が元請として施工する「D工事現場」において、土木作業に従事していた。請求人によると、同年〇月〇日、当日の作業を終える間際、スコップの置き忘れに気付き、斜面を小走りで駆け上がったところ、右足ふくらはぎがけいれんし、痛みを感じた（以下「本件災害」という。）という。

請求人は、翌〇日、E病院に受診し「右腓腹筋部分断裂」と診断された後、複数の医療機関や整骨院に受診し、「右下腿部挫傷」と診断されて、療養を続けた。請求人は、本件災害による上記傷病（以下「本件傷病」という。）は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病を業務上の事由によるものと認め、同日から同年〇月〇日までの同給付については、これを支給する旨の処分をしたが、平成〇年〇月〇日以降の同給付については、療養の必要性は認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、平成○年○月○日以降の療養補償給付について、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、療養状況等報告書において、平成○年○月から平成○年○月までの間における治療後の症状の変化や治療の効果について、おおむね、「良くも悪くもならなかった。」、「良くも悪くもなく、現状維持」、「良くなるが、すぐに元に戻ってしまう。」などと記述しているほか、「平成○年○月○日から平成○年○月○日まで受診したFクリニックの診断書では、○か月くらいの治癒見込みだったと思う。」旨記述している。

(2) 請求人の本件傷病の状態等についての医学意見をみると、おおむね、以下のとおりである。

ア G医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「平成○年○月○日の初診時は、腓腹筋内側頭損傷後の癒痕により、伸縮性低下と筋萎縮のため、膝関節への負担がかかり、膝痛もあった。平成○年○月○日には、腓腹筋自体は筋萎縮をしたままだったが、伸縮性は悪くなく、疼痛もなかった。」、「他覚的には、さほど日常生活において困難をきたしているようには感じない。」、「初診時から、リハビリとして、可動域訓練を行った。」、「平成○年○月○日で症状固定見込みと考えてよい。」と述べている。

イ H医師は、平成○年○月○日付け診断書において、「平成○年○月○日に初診となったが、愁訴が軽減するまでは、負荷の軽減と運動器リハビリや定期的にヒアルロン酸の関節内注射等の保存的加療が長期にわたり必要であったと認める。」と述べている。

ウ I 医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「平成○年○月○日 1 回だけの受診であった。」「右下腿腓腹部のつっぱり、同部のストレッチで痛みがある。伸張性収縮を避けるような動作の習得を目標に運動器リハビリを行った。」「1 回きりの受診で、約○年近く前の症例なので戸惑っている。」と述べている。

エ J 医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「腓腹筋損傷の治癒過程は、一般的には、○か月程度の期間をもって寛解に至るのが定説である。」「今回の経過においては、両膝痛、両下腿部痛等、当初の痛みとは異なる部位の症状も出現しているが、この状態を当初の傷病と関連付けるには困難である。」「平成○年○月○日以降については、支給対象外であると考える。」と述べている。

(3) 上記 (1) 及び (2) でみた請求人の申述や医学的意見を踏まえ、請求人の本件傷病の状態等について検討すると、以下のとおりである。

ア 本件傷病のうち右下腿部挫傷に関し、J 医師は、上記意見書において、両膝痛、両下腿部痛等、当初の痛みとは異なる部位にも症状が出現しているが、この状態を当初の傷病と関連付けるには困難である旨の意見を述べており、当審査会としても、本件災害における請求人の負傷状況に照らすと、右下腿部挫傷は、本件災害により生じたものとは認められないものと判断する。

イ 本件傷病のうち右腓腹筋部分断裂については、一般的にみて、受傷から○か月程度で治癒に至るものとされているところ、請求人の症状は、平成○年○月頃から、治療を受けても、一時的に痛みや腫れ等の症状が緩和するものの、それが持続せず、治療の効果もなかったものと判断できることや、請求人が平成○年○月○日に受診したK整形外科の診断書によれば、リハビリテーション指導が長期にわたり必要であったとされていることからすると、請求人の右腓腹筋部分断裂は、既に請求人が同整形外科を受診した同日の時点において、急性症状は既に消退しており、慢性症状が持続していたにすぎず、その症状は安定した状態であったものと推認され、治療を継続しても、治療効果が期待し得ない状態にあったものと判断される。したがって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、遅くとも同年○月○日には治癒（症状固定）の状態に至っていたものとみるのが相当であると判断する。

(4) 以上からすると、請求人の本件傷病のうち、右下腿部挫傷は本件災害による

ものとは認められず、また、右腓腹筋部分断裂については、遅くとも平成〇年〇月〇日には治癒（症状固定）の状態に至っていたものと判断されるから、同日以降の治療については、療養の必要を認めることはできず、保険給付の対象とすることはできない。

なお、G医師は、上記意見書において、平成〇年〇月〇日で症状固定と見込まれる旨の意見を述べているが、同医師は、他覚的に日常生活において困難を来しているようには感じられない旨述べるとともに、その診療内容も可動域訓練を行うなどのリハビリテーションが主なものであり、上記のとおり、既に請求人の本件傷病は治癒の状態にあるものと判断される場所であるから、同医師の意見を採用することはできない。

(5) 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。